

【会長声明】

公認会計士監査の信頼性の回復に向けて

平成 17 年 10 月 25 日

日本公認会計士協会

会長 藤 沼 亜 起

去る 9 月 16 日、「カネボウの粉飾決算について」を公表し、監査に従事している会員に対して、当該事件を単に一監査法人及び担当会計士の問題としてとらえるのではなく、公認会計士監査制度そのものの信頼性に係る事件であると認識し、公認会計士法第 1 条に規定されている「公認会計士の使命」を自覚し、独立監査人として、厳正な監査に取り組むよう要請するとともに、協会の当面の対応策を示したところである。

今回の会計不祥事を含む昨年からの一連の有価証券報告書の虚偽記載事件を受けて、先般、自由民主党政務調査会から公認会計士監査等の強化充実に向けての提言が公表され、本日、金融庁及び公認会計士・監査審査会からは具体的な対応策が公表された。当協会としても、前回の会長声明の公表後、公認会計士監査の信頼性の更なる向上を目指して検討を重ねてきたことから、次の対応策に取り組むこととした。

なお、包括的な制度的対応の要望については、別紙として取りまとめた。

1. 4 大監査法人等に対するローテーションの見直しの要請

現行のローテーションは、継続監査期間 7 年・インターバル期間 2 年となっている。過日、4 大監査法人に対して、監査継続期間が 7 年を超過する上場会社の監査責任者については、来年 4 月以降はローテーションを短縮しローテーションの早期実施を要請したところであるが、今回、自主規制により、4 大監査法人に対して、上場会社の監査を担当する業務執行社員のうち主任会計士については、継続監査期間 5 年・インターバル期間 5 年とし、その他の業務執行社員は 7 年・2 年とするようローテーションを見直すことを新たに要請（平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からの実施）する。当協会はローテーションの見直しに伴い新たに自主規制ルールを作成する。

なお、中小規模の監査法人等においては、同様なローテーションの実施を奨励するが、実施困難な監査法人等においては、協会におけるより深度ある品質管理レビューを実施することにより、監査人の独立性を確保し監査の品質を維持する。

2. インターバル期間における前任の業務執行社員の影響力の排除

前任の業務執行社員がインターバル期間中に前任会社の監査に影響力を及ぼしローテーション制度の形骸化を招くことのないよう、現行の倫理規則等の見直しを行い適切な対応策を講じる。

3．4大監査法人に対する品質管理レビューの緊急実施と公認会計士・監査審査会のモニタリングに対する全面的な協力

当協会は、今回の事態を受けて4大監査法人に対する計画を繰り上げ、緊急に品質管理レビューを実施し、監査法人の品質管理の実態を把握してその内容を取りまとめ公認会計士・監査審査会に報告する。公認会計士・監査審査会は、協会の報告を受けて4大監査法人についてモニタリングを早急に実施する方針であることから、当協会は、審査会のモニタリングに対して全面的に協力する。

4．公認会計士の倫理（特に独立性）及び監査の品質管理に関する研修の義務化

今回の事件を含む一連の会計不祥事については、監査人の独立性と監査法人等の品質管理にその一因があると考えられる。協会で実施している継続的専門研修(CPE)において、来年度から倫理（特に独立性）と監査の品質管理に関する研修の受講を義務付ける。

5．新たに設定される監査に関する品質管理基準への対応

去る7月20日に企業会計審議会から「監査基準及び中間監査基準の改訂並びに監査に関する品質管理基準の設定について（公開草案）」が公表された。監査の品質管理を充実する観点から監査基準及び中間監査基準のほかに、監査に関する品質管理基準が設定されることになる。当該基準の公表後、協会は、実務指針を策定の上、研修等を通じて周知徹底を図るとともに、品質管理レビューにおいて、監査法人等が当該基準を遵守するよう指導する。

6．不当に低廉な監査報酬に対する対応

高い事業リスク、経済取引の多様化・複雑化、会計実務のIT化の進展、会計・監査基準の高度化等の厳しい監査環境の下で、監査の品質を維持するには相当な監査時間の投入が必要である。不当に低廉な報酬による監査は、最終的には、監査の品質低下と公認会計士監査の信頼性の喪失に繋がることから、協会内に設置されている監査業務審査会等による実態調査結果等も勘案しつつ、適正な監査時間及び報酬の確保に向けた対応を強化する。

7．監査ホットラインの創設

会員や会員外からの協会への投書等の数が最近増加傾向にあり、ホットライン情報には会計不祥事の事前防止機能が期待されることから、本年11月末までに電子メールやファックスによる情報受付窓口を設ける。

以上

(別紙)

公認会計士監査の信頼性確保のための 制度的対応についての要望

平成 17 年 10 月 25 日
日本公認会計士協会

会長声明「公認会計士監査の信頼性の回復に向けて」を公表したところであるが、財務情報の信頼性は、公認会計士の対応のみで確保されるものではない。商法や証券取引法等による制度面からの基盤整備が不可欠であり、2002 年 7 月に制定された米国の公開会社会計改革法においても、監査人、経営者、証券アナリスト、弁護士等の関係者の責任強化のほか、会計基準の整備やディスクロージャー制度の充実策等包括的な施策が措置されている。我が国においても、次の対応策を関係諸方面に要請するものである。

(1) 企業ガバナンスの強化

会計不祥事の防止には、財務諸表を作成する企業に第一義的な責任があり、企業のガバナンスと経営者への罰則の強化が必要である。監査委員会や監査役会が経営者の業務執行を監視する機能を有効に発揮するには、経営者からの独立性の確保と会計・監査業務についての専門性が不可欠であることから、監査委員会や監査役会を構成する者の経営者からの独立性に関する要件の加重及び専門性について、関係法令等に規定すべきである。

(2) 有価証券報告書等の適正性に関する経営者の確認書及び内部統制報告書の証券取引法における制度化

財務情報の信頼性確保には、経営者の責任による内部統制の整備運用が不可欠であり、そのために証券取引法における経営者の確認書及び内部統制報告書の制度化が必要である。会社法は大会社の経営者に内部統制の構築・整備を義務付けることとしているが、財務情報に係る内部統制が有効に機能しているかどうかは、経営者が内部統制の有効性を評価して評価報告書を作成し、外部監査人が当該報告書を監査して監査報告書を作成するという内部統制報告書制度によりチェックされることになる。協会は、証券取引法に当該報告書制度の早期の導入を強く要請する。

また、財務情報の信頼性確保の観点から、現在、証券取引法では任意の添付書類となっている有価証券報告書等の適正性に関する経営者の確認書の義務化についても、併せて要請する。

(3) 会計上の緊急な課題に対する会計基準の整備

我が国の会計基準については、特に、収益認識や特別目的会社（SPC）に関する基準の整備が緊急な課題となっている。経済取引の多様化や複雑化等を反映し、収益認識及び SPC に関する基準等に係る会計操作が諸外国でも問題になっており、企業会計基準委員会に対して、このような会計基準の整備に早急に取り組むよう要請する。

(4) 監査法人の社員の有限責任制度の導入

現行公認会計士法では監査法人の社員に無限連帯責任を規定しているが、大規模化した監査法人の下での無限連帯責任は、監査という重大な社会的責任を遂行するには余りにも厳しい責任制度となっている。一昨年の公認会計士法の改正に際して欧米諸国で採用されている LLP や LLC の導入を要請したが、我が国の商法がかかる会社組織を認めてないことから、商法の整備を図った上で検討することとされ、その旨、改正公認会計士法で附帯決議されている。

新しい会社法では有限責任である合同会社が導入されたことから、監査人が過大な責任を問われることを危惧することなく監査の信頼性確保に専念できるよう、監査法人の社員の責任について有限責任制度を導入するよう強く要請する。

以 上